

証券コード 7522

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区羽田一丁目1番3号

ワ タ ミ 株 式 会 社

代表取締役社長 清 水 邦 晃

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1F
TKPガーデンシティ品川

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watami.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の株式の状況及び新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀による継続的な経済対策や金融政策の効果から、雇用及び所得環境の改善が進み、緩やかな景気回復傾向にあるものの、米中間の通商問題等の行方など海外経済に関する不確実性の高まりによる影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境下、「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野においてお客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(国内外食事業)

国内外食事業におきましては、28店舗の新規出店を実施いたしました。一方では15店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は480店舗（前期は467店舗）となり、既存店売上高前年比は101.4%、既存店客数前年比は101.7%となっております。収益店舗の撤退があったものの、業態転換効果及び生産部門コスト削減効果等により収益性が改善いたしました。

その結果、国内外食事業における売上高は47,731百万円（前期比98.7%）、セグメント利益は1,151百万円（前期比207.5%）となりました。

（宅食事業）

宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は510拠点となり、調理済み商品の累計お届け数は6,035万食（前期比100.9%）となっております。商品ミックスによる単価減等があったものの、ワタミ手づくり厨房白岡センターにおける食品製造販売事業の譲渡等による生産体制最適化を進めたことから、減収増益となっております。

その結果、宅食事業における売上高は36,718百万円（前期比96.6%）、セグメント利益は2,150百万円（前期比108.4%）となりました。

（海外外食事業）

海外外食事業におきましては、8店舗の新規出店を実施いたしました。一方では24店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は54店舗（前期は70店舗）となりました。既存店売上高前年比は98.4%、既存店客数前年比は96.6%となっております。不採算店舗の撤退等により香港エリアを中心に収益性改善が進んでおります。

その結果、海外外食事業における売上高は6,883百万円（前期比92.7%）、セグメント利益は161百万円（前期比261.8%）となりました。

（環境事業）

環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。新規顧客の獲得、電源調達構成の見直しなど事業収益力の向上に努めましたが、風力発電機の大規模な修繕対応等が発生したことから、増収減益となっております。

その結果、環境事業における売上高は2,974百万円（前期比130.0%）、セグメント利益は27百万円（前期比71.7%）となりました。

（農業）

農業におきましては、有機農産物の生産、酪農畜産及び乳加工品製造を行っております。農産物等の反収が前期比95.5%となり、売上高は394百万円（前期比93.3%）、セグメント損失は187百万円（前期は143百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、国内外食事業、宅食事業及び海外外食事業における収益性改善が進んだことから、売上高94,701百万円（前期比98.1%）となり、営業利益は1,062百万円（前期比161.7%）、経常利益は1,229百万円（前期比75.1%）となりました。また、業績動向及び今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の計上を行った影響により、法人税等調整額を計上したことなどから親会社株主に帰属する当期純利益は1,373百万円（前期比910.2%）となりました。

《2019年3月期連結実績》

（単位：百万円／％）

区 分	実 績	前 期 比
売 上 高	94,701	98.1
経 常 利 益	1,229	75.1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,373	910.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3,535百万円（店舗賃借に係る保証金112百万円を含む）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名 称	店 名			
鳥 口 メ 14店舗	伏見桃山店	京橋駅前店	JR尼崎南口店	守谷駅前店
	川口東口店	東陽町駅前店	佐世保京町店	呉 店
	西鉄久留米 一番街店	関内北口店	三鷹南口店	平塚北口店
	香里園店	溝の口店		
ミライザカ 2店舗	三木志染店	名駅4丁目店		
炭 旬 2店舗	餃子と串カツ 遠州誠家	炭火串焼きと旬鮮 料理の店 し か ま る		
め ン コ ヤ 5店舗	幡ヶ谷店	五反田店	京王閣店	高円寺店
	亀 有 店			
そ の 他 業 態 5店舗	ニッポンまぐろ 漁業団店 新宿西口店	しろくまストア 大森北口店	から揚げの天才 梅屋敷店	厳選煮干し 一めしん 初代にぼ助
	にくスタ 町田旭町店			

■宅食事業

名 称	営 業 所 名			
営 業 所 1 営業所	岐 阜 中 津 川			

■海外外食事業

名 称	店 名			
店 舗 8 店舗	置 富 都 會 店 (香 港)	宇 晴 匯 店 (香 港)	上海漣泉大江戸店 (上 海)	上海紹興温泉店 (上 海)
	高 德 置 地 店 (広 州)	信 義 松 高 店 (台 湾)	guwoldong店 (韓 国)	C E B U 店 (フィリピン)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3,000百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2018年10月1日を効力発生日として、ワタミ手づくり厨房白岡センターにおける食品製造販売事業を株式会社新東京デリカに、承継させる吸収分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である和民國際有限公司は、2019年2月25日付でWatami China Food & Beverage Co., Ltd.の株式を追加取得し、完全子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 30 期 (2016年3月期)	第 31 期 (2017年3月期)	第 32 期 (2018年3月期)	第 33 期 (2019年3月期)
売 上 高	128,246	100,312	96,458	94,701
経常利益又は経常損失(△)	△1,132	717	1,636	1,229
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	7,810	△1,833	150	1,373
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	209円13銭	△46円89銭	3円86銭	35円14銭
総 資 産	50,767	41,129	40,805	40,273
純 資 産	19,099	16,904	16,426	17,327
1株当たり純資産額(円)	479円23銭	424円59銭	413円16銭	438円02銭

(3) 重要な子会社の状況

(単位：百万円／％)

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
和 民 國 際 有 限 公 司	8,421	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
(有) ワ タ ミ フ ァ ー ム	3	25.0	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ(株)に対する農産物の納入
ワタミファーム&エナジー(株)	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業、循環サービス事業

(4) 対処すべき課題

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

① 国内外食事業

外食事業のなかでも当社グループが主に取り組む居酒屋事業は、マーケットが縮小傾向にあり、お客様ニーズの多様化など変化の激しい環境にあります。継続的に既存店売上高前期比100%以上を達成するために、マーケットニーズを的確に捉え、常に新しい価値を提供し続けるとともに、居酒屋事業にとどまらず、新業態の開発・展開を図ることが重要であると考えております。

また、商品開発・仕入・物流・生産などのMD体制を抜本的に見直し、自社グループの強みを生かせる商品戦略を展開し、他社との差別化並びに収益構造の改革を引き続き進めてまいります。

② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入業者の増加など競争環境も激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直しを行い、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図るとともに、配送スタッフである「まごころスタッフ」の増員活動を強化し、お客様へのお届け体制の充実にも取り組みます。

また、調理済商品の製造工場における省人化投資を進めるなど、生産性の一段の向上を図ってまいります。

③ 海外外食事業

海外外食事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの細分化により競争環境も激化しております。現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズ、お客様の飲食ニーズに対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制などの連携を強化しながら新業態の開発を進めてまいります。

また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドを進めてまいります。

④ 人材・教育

当社グループの人材採用数並びに離職者数は業績の回復とともに改善傾向にあります。外食事業、宅食事業のいずれにおいても人手不足並びに人件費の上昇など厳しい雇用環境が続いております。グループの事業展開の中核となる人材の確保・育成にあたり、人材の教育・研修体制の強化やシステムなどの省人化投資などにより、従業員の自己実現のサポートとともに長く安心して働くことのできる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、処遇改善、福利厚生制度の拡充のみならず、多様な働き方、多様な人材受け入れを可能とする人事制度の構築など、今後の経営環境の変化に対応できるよう取り組んでまいります。

⑤ 中期経営計画の策定、公表

当社グループは現在、中期経営計画を公表しておりません。2015年3月期に128億円を超える当期純損失を計上し、外食事業、宅食事業など食の総合企業として再出発し、2018年3月期、2019年3月期ともに営業利益、経常利益及び当期純利益の黒字化を果たすなど業績は回復基調にあります。

一方で、いまだ連結営業利益率は1%台と低位にあるため、さらなる収益構造の改革が必須であります。各セグメントにおける課題を整理し、2019年秋に中期経営計画が公表できるよう進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
国 内 外 食 事 業	食品の製造及び問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅 食 事 業	食料品材料セット及び調理済み商品の製造、販売、宅配
海 外 外 食 事 業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営
環 境 事 業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業、循環サービス事業
農 業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

(6) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都大田区羽田一丁目1番3号
工 場	相模原センター（神奈川県相模原市） 東松山センター（埼玉県比企郡滑川町）、他計11ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和 民 國 際 有 限 公 司	本 社	香港
(有) ワ タ ミ フ ァ ー ム	本 社	千葉県山武市
ワタミファーム&エナジー(株)	本 社	東京都大田区

③ 国内外食店舗数の状況

業 態 名	地 域	店 舗 数
「和民」「坐・和民」	北海道	3
	東北	4
	関東	47
	北陸・甲信	5
	北海道	6
	中国・四国	12
	九州	9
	小計	2
		88
「G O H A N」	関東	9
「わたみんな家」	東北	1
	北西	1
	小計	2
「炭 旬」	東北	2
	関東	24
	東海	2
	中国・四国	10
	九州	3
	小計	2
		43
「TGI Friday's」	関東	12
	関西	2
	海外	1
	小計	15
「ミライザカ」	東北	4
	関東	87
	北陸・甲信	2
	北海道	15
	中国・四国	25
	九州	9
	小計	12
		154

業 態 名	地 域	店 舗 数
「 鳥 メ ロ 」	北海道	2
	北東	2
	関北	87
	陸 ・ 甲 信	4
	北東	10
	関中	20
	国 ・ 四 州	12
	九 計	3
そ の 他	小 計	140
	関東	27
	東海	2
国 内 外 食 合 計	小 計	29
		480

※ F C 店含む

④ 宅食営業拠点数の状況

地 域	営 業 拠 点 数
東 北	18
関 東	162
北 陸 ・ 甲 信	37
北 東	75
関 中	92
国 ・ 四 州	38
九 州	88
宅 食 合 計	510

⑤ 海外外食店舗数の状況

地 域	店 舗 数
香 港	22
中 国	13
台 湾	6
シ ン ガ ポ ー	5
フ ィ リ ピ ン	5
韓 国	2
力 ボ ジ ア	1
海 外 外 食 合 計	54

※ F C 店含む

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	988 (4,951) 名	44 (116) 名
宅食事業	645 (1,171) 名	△26 (△261) 名
海外外食事業	852 (791) 名	△230 (3) 名
環境事業	26 (3) 名	0 (0) 名
農 業	28 (31) 名	6 (6) 名
その他の	80 (43) 名	0 (△1) 名
総 計	2,619 (6,990) 名	△206 (△137) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,721 (6,165) 名	15 (△146) 名	40.2歳	7.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,540
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,650
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状態

① 取締役の状態 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清水 邦 晃	和 民 國 際 有 限 公 司 取 締 役 ワタミファーム&エナジー株式会社取締役
取 締 役	吉 田 光 宏	海 外 事 業 本 部 長 和 民 國 際 有 限 公 司 代 表 取 締 役
取 締 役	小 田 剛 志	和 民 國 際 有 限 公 司 取 締 役 経 営 企 画 本 部 管 掌 ワタミファーム&エナジー株式会社取締役
取 締 役	磯 野 健 雄	有 限 会 社 ワ タ ミ フ ァ ーム 取 締 役 M D 本 部 長
取 締 役 (常勤監査等委員)	千 葉 徹	ワタミファーム&エナジー株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	中 堤 康 之	福 助 株 式 会 社 社 長 補 佐
取 締 役 (監査等委員)	金 田 勇	金 田 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 事 務 所 代 表 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授

- (注) 1. 当社は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役千葉徹氏、中西茂夫氏、武藤多賀志氏の各氏は任期満了により退任しております。なお、千葉徹氏は、監査等委員である取締役に就任しております。また、中堤康之氏及び金田勇氏は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役に任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏、取締役（監査等委員）中堤康之氏及び金田勇氏は、社外取締役にあります。
3. 取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する豊富な経験や知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験や知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）金田勇氏は、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な経験や知見を有しております。
6. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
7. 当事業年度中の取締役の異動
- ① 2018年6月18日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって、取締役門司実氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において、磯野健雄氏は新たに取締役に選任されました。
8. 当社は、取締役（監査等委員）中堤康之氏及び金田勇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (2)	64百万円 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	14百万円 (14)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3)	1百万円 (1)
合計 （うち社外役員）	13名 (8)	80百万円 (16)

- (注) 1. 上記には、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査役2名を含んでおります。なお、当社は2018年6月18日に監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第11期定時株主総会において月額15百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第11期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。
6. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額15百万円（社外取締役を除く取締役4名に対し15百万円）
 - ・ストック・オプションによる報酬額2百万円（社外取締役を除く取締役5名に対し2百万円）
7. 支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は10名（内、社外役員5名）であります。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）千葉徹氏は、ワタミファーム&エナジー株式会社の監査役であります。同社は、当社の100%子会社であります。
- ・取締役（監査等委員）中堤康之氏は、福助株式会社社長補佐を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。
- ・取締役（監査等委員）金田勇氏は、金田公認会計士・税理士事務所代表、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 （常勤監査等委員）	千 葉 徹	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会2回のうち2回並びに監査等委員会13回中のうち13回に出席しました。企業金融経験者としての豊富な経験や知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
取締役 （監査等委員）	中 堤 康 之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査等委員会13回のうち13回に出席しました。会社経営に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。
取締役 （監査等委員）	金 田 勇	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会13回のうち13回に出席しました。会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な経験や知見に基づき、適宜質問をし、意見を述べております。

(2) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ. 全社員が定期的に実施される研修会において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ. 執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査計画に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員である取締役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告するものとする。

オ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、当社とは独立した組織である「ワタミヘルプライン」を設け、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ. 監査等委員である取締役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社の業務施行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。

イ. 不測の事態が発生した場合には、当該リスクに関する事項を統括する担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

v 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。

イ. 当社は取締役会及び監査等委員会設置会社とし、当社子会社はすべて取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役又は使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査等委員である取締役を「当社監査等委員」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という。）

ウ. グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。

エ. グループ会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査等委員に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

- オ. 当社の内部監査担当部門は、グループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当部門はその結果を、適宜、当社監査等委員及び代表取締役等に報告するものとする。
- vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 当社監査等委員の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。
- イ. 当社監査等委員を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する。
- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
- ア. 当社監査等委員は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとする。
- イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告するものとする。
- ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとする。
- エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するコンプライアンス委員会で報告を行うものとする。
- オ. 本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止している。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的に開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社員としての行動基準」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査室がグループ会社の各部門に赴き、定期監査及び臨時監査を実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した事業継続計画を見直しており、不測の事態への備えを進めております。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況の把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、2019年3月22日開催の取締役会において、執行役員の選任を行いました。

v グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査等委員の求めに応じて当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当社監査等委員の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
ア. 当社監査等委員は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。

イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告しております。

ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。

エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するコンプライアンス委員会で報告を行っております。

オ. 本項ア及びエの報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。

viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。

(4) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,846	流 動 負 債	12,945
現金及び預金	14,925	支払手形及び買掛金	3,144
売 掛 金	2,182	短 期 借 入 金	1,757
商品及び製品	341	リ ー ス 債 務	838
仕 掛 品	177	未 払 金	2,307
原材料及び貯蔵品	445	未 払 法 人 税 等	609
そ の 他	1,806	未 払 費 用	2,758
貸 倒 引 当 金	△34	賞 与 引 当 金	794
固 定 資 産	20,427	役員賞与引当金	15
有形固定資産	9,939	販売促進引当金	60
建物及び構築物	6,724	そ の 他	658
機械装置及び運搬具	376	固 定 負 債	10,000
土 地	548	長 期 借 入 金	4,262
リ ー ス 資 産	1,824	リ ー ス 債 務	1,719
建設仮勘定	1	資 産 除 去 債 務	2,932
そ の 他	463	そ の 他	1,086
無形固定資産	1,273	負 債 合 計	22,945
そ の 他	1,273	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,214	株 主 資 本	16,932
投資有価証券	66	資 本 金	4,410
繰延税金資産	832	資 本 剰 余 金	5,002
差入保証金	7,050	利 益 剰 余 金	11,649
投資固定資産	19	自 己 株 式	△4,129
そ の 他	1,438	その他の包括利益累計額	191
貸 倒 引 当 金	△192	その他有価証券評価差額金	8
資 産 合 計	40,273	為替換算調整勘定	182
		新 株 予 約 権	178
		非支配株主持分	25
		純 資 産 合 計	17,327
		負 債 純 資 産 合 計	40,273

連結損益計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		94,701
売上原価		39,967
売上総利益		54,733
販売費及び一般管理費		53,671
営業利益		1,062
営業外収益		
受取利息	41	
設備賃貸収入	244	
協賛金収入	191	
助成金収入	92	
クーポン券販売収入	121	
雑収入	195	886
営業外費用		
支払利息	160	
設備賃貸費用	253	
持分法による投資損失	179	
雑損	126	720
経常利益		1,229
特別利益		
国庫補助金	202	
事業譲渡益	495	
段階取得に係る差益	21	718
特別損失		
固定資産除却損	134	
減損損失	559	
固定資産圧縮損	202	897
税金等調整前当期純利益		1,050
法人税、住民税及び事業税	561	
過年度法人税等	23	
法人税等調整額	△856	△271
当期純利益		1,321
非支配株主に帰属する当期純損失		△52
親会社株主に帰属する当期純利益		1,373

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,696	流 動 負 債	11,893
現金及び預金	7,701	買 掛 金	2,842
売 掛 金	1,697	短 期 借 入 金	300
商品及び製品	322	一年内返済予定の	1,407
仕 掛 品	145	長 期 借 入 金	829
原材料及び貯蔵品	276	リ ー ス 債 務	2,239
前 払 費 用	835	未 払 法 人 税 等	545
短期貸付金	1,101	前 受 金	44
立 替 金	329	未 払 費 用	2,332
未 収 入 金	258	預 り 金	411
その他の金	61	前 受 収 益	153
貸倒引当金	△33	賞 与 引 当 金	676
固 定 資 産	26,414	役員賞与引当金	15
有形固定資産	8,516	販売促進引当金	60
建物	5,836	そ の 他	34
構築物	151	固 定 負 債	9,375
機械及び装置	110	長 期 借 入 金	4,115
車両運搬具	0	リ ー ス 債 務	1,596
器具及び備品	188	資産除去債務	2,651
土地	525	預 り 保 証 金	754
リース資産	1,701	そ の 他	257
建設仮勘定	1	負 債 合 計	21,269
無形固定資産	1,255	(純資産の部)	
商 標 権	7	株 主 資 本	17,654
ソフトウェア	696	資 本 金	4,410
ソフトウェア仮勘定	487	資 本 剰 余 金	5,002
電話加入権	64	資 本 準 備 金	5,002
投資その他の資産	16,643	利 益 剰 余 金	12,371
投資有価証券	33	利 益 準 備 金	107
関係会社株式	7,756	その他利益剰余金	12,264
関係会社出資金	100	別 途 積 立 金	9,600
長期貸付金	1,978	繰越利益剰余金	2,664
破産更生債権等	173	自 己 株 式	△4,129
長期前払費用	123	評価・換算差額等	8
繰延税金資産	697	その他有価証券評価差額金	8
差入保証金	6,343	新 株 予 約 権	178
保険積立金	788	純 資 産 合 計	17,842
投資固定資産	19	負 債 純 資 産 合 計	39,111
その他の	28		
貸倒引当金	△1,398		
資 産 合 計	39,111		

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から)
(2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		84,079
売 上 原 価		34,694
売 上 総 利 益		49,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		48,324
営 業 利 益		1,060
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34	
設 備 賃 貸 収 入	244	
協 賛 金 収 入	191	
助 成 金 収 入	35	
ク ー ポ ン 券 販 売 収 入	121	
新 株 予 約 権 戻 入 益	51	
雑 収 入	109	788
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	152	
設 備 賃 貸 費 用	253	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	146	
雑 損 失	109	661
経 常 利 益		1,186
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	495	495
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	82	
減 損 損 失	445	527
税 引 前 当 期 純 利 益		1,153
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	523	
過 年 度 法 人 税 額 等	23	
法 人 税 等 調 整 額	△838	△291
当 期 純 利 益		1,445

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ワタミ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽	鳥	良	彰	⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	宏	明	⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタミ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ワタミ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	羽	鳥	良	彰	Ⓔ
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	石	井	宏	明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタミ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

ワタミ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	千葉	徹	⑩
監査等委員	中堤	康之	⑩
監査等委員	金田	勇	⑩

(注) 監査等委員千葉徹、中堤康之及び金田勇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元は、経営の重要課題であると位置づけております。2018年3月期、2019年3月期ともに営業利益、経常利益及び当期純利益の黒字化を果たすなど業績は回復基調にあること等を勘案し、当期の期末配当につきましては、当初計画に1株当たり2.5円を増配し、1株当たり7.5円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は293,197,350円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、渡邊美樹氏の選任の効力は、渡邊美樹氏の承諾を得られることを条件として、渡邊美樹氏の承諾を得た日に生ずることといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、候補者として適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	清 水 邦 晃 (しみずくにあき) (1970年6月1日)	1991年9月 当社入社 1997年8月 当社東日本事業部部長 2003年8月 当社執行役員兼ゴハン事業本部長 2005年9月 (株)アールの介護取締役 2006年4月 ワタミの介護(株)代表取締役社長 2009年6月 当社取締役兼ワタミの介護(株)代表 取締役社長 2012年11月 当社常務取締役兼ワタミの介護(株) 代表取締役社長 2014年10月 当社常務取締役兼ワタミフードサ ービス(株)代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長兼ワタミフ ードシステムズ(株)代表取締役社長 2015年4月 和民国際有限公司取締役（現任） 2015年6月 ワタミファーム&エナジー(株) 取締役（現任） 2015年12月 S O M P O ケアネクスト(株)社外取 締役 2015年12月 当社代表取締役社長（現任）	7,435株
<候補者とした理由> 同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は当社の代表取締役社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽引するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	吉 田 光 宏 (よしだ みつひろ) (1960年5月9日)	1983年 4 月 三井生命保険(相) (現 大樹生命保険(株)) 入社 1997年 9 月 当社入社 1998年12月 当社経営企画部長 2003年 4 月 当社執行役員戦略統括本部長 2003年 7 月 (株)ティージーアイ・フライデーズ・ ジャパン営業執行責任者 2004年 3 月 当社執行役員人材開発本部長 2004年 6 月 当社取締役人材開発本部長 2008年 8 月 当社取締役兼(株)タクショク代表取 締役副社長 2009年 4 月 当社取締役兼ワタミタクショク(株) 代表取締役社長 2012年11月 当社常務取締役兼ワタミタクショ ク(株)代表取締役社長 2014年10月 当社常務取締役兼ワタミの介護(株) 代表取締役社長 2015年 3 月 当社取締役兼ワタミの介護(株)代表 取締役社長 2017年 4 月 当社取締役経営企画本部長 2018年 4 月 当社取締役レストラン・F C 事業 本部長 2019年 1 月 当社取締役海外事業本部長 (現任) 2019年 3 月 和民国際有限公司代表取締役 (現任)	5,900株
<候補者とした理由> 同氏は、経営企画部門、人材開発部門のほか、外食事業部門長、宅食事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、現在は、海外事業本部を統括するなど豊富な経験と実績を有しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	小 田 剛 志 (おだ たけし) (1972年6月23日)	1995年4月 (株)北海道銀行入行 2001年7月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2010年4月 当社経営企画本部統括部長 2014年4月 当社執行役員経営企画本部長 2015年4月 和民国際有限公司取締役(現任) 2015年6月 当社取締役経営企画本部長 2015年6月 ワタミファーム&エナジー(株) 取締役(現任) 2017年4月 当社取締役経営管理本部長 2018年4月 当社取締役(経営企画本部管掌) (現任)	1,300株
<候補者とした理由> 同氏は、財務担当役員としての高い専門性と識見、幅広い経験を有しており、長年にわたり当社の財務体質の改善に大きく貢献してまいりました。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	磯 野 健 雄 (いその たけお) (1971年9月1日)	1996年 4 月 (株)新潟ニチイ (現 イオンリテール(株)) 入社 2004年 8 月 (有)ワタミファーム入社 2008年 4 月 (有)ワタミファーム取締役(現任) 2010年 2 月 (有)ワタミファーム代表取締役社長 2017年 4 月 当社執行役員 外商・農業事業部長兼 (有)ワタミファーム代表取締役社長 2018年 4 月 当社執行役員MD本部長 2018年 6 月 当社取締役MD本部長 2019年 4 月 当社取締役(外食/宅食商品本部・ 仕入本部・農業管掌) (現任)	1,400株
<候補者とした理由> 同氏は、長年にわたり有機農業に従事した後、有機農業子会社の代表取締役社長として、生産から販売までのワタミグループ独自の6次産業モデル構築に大きく貢献してまいりました。 当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	渡 邊 美 樹 (わたなべ みき) (1959年10月5日)	1984年 4 月 (有)渡美商事設立 代表取締役 1986年 5 月 (株)ワタミ (現ワタミ株) 設立 代表取締役社長 2001年 3 月 特定非営利活動法人School Aid Japan理事長 (現 公益財団法人 School Aid Japan) (現任) 2003年 3 月 学校法人郁文館理事長 (現 学校 法人郁文館夢学園) (現任) 2009年 6 月 当社代表取締役会長・CEO 2010年11月 特定非営利活動法人みんなの夢を かなえる会理事長 (現 公益財団 法人みんなの夢をかなえる会) (現任) 2011年 2 月 当社取締役最高顧問 2011年 5 月 当社取締役会長 (非常勤) 2011年 6 月 岩手県陸前高田市復興対策参与 (現任) 2013年 6 月 公益財団法人Save Earth Foundation理事長 (現任) 2013年 7 月 参議院議員 (現任)	一株
<候補者とした理由> 同氏は、当社の創業者であります。ワタミグループを牽引し、「6次産業モデル」など 独自の経営モデルを構築した実績、リーダーシップ並びに参議院議員として1期6年、 国政に携わり、外交防衛委員長も務めた経験は、今後の当社グループのさらなる成長の ために必要であることから取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊美樹氏からは、参議院議員の任期満了後の2019年7月29日(予定)以降に承諾
を得られることを条件として取締役候補者とするものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名ありますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となる予定です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定しま

す。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、妥当であると判断されております。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間中に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、定年その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）業績達成による譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にある場合、又は対象取締役が、譲渡制限期間中に当社の取締役会が予め定める地位を任期満了、定年その他正当な理由により、上記（２）に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が予め定める連結営業利益その他の業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び（３）に定める業績目標の達成状況を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先

立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

SHINAGAWA GOOS 1F
TKPガーデンシティ品川
東京都港区高輪三丁目13番3号

開催場所が前年と異なっておりますので、
ご来場の際にはお間違えのないようお願い申し上げます。



<交通> ◆京急線品川駅高輪口より徒歩1分

◆JR品川駅中央改札口（高輪口）より徒歩1分

※駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

<受付> メイン会場が満席となった場合は第2会場のご案内させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
なお、受付開始時間は午前9時15分を予定しております。
会場には株主様のみがご入場できます。同伴者様はご入場できませんので何卒ご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。